



STOP！セクハラ！

☆ セクハラとは

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。例えば、次のようなことがセクハラになります。

言う

性的な嫌がらせや冗談を言う
容姿について話題にする
性的な噂を流す
性的な体験をたずねたりする

見せる・見る

性的な電子メールや画像を送る
体をしつこくながめる
下着や着替えを見る

行う

必要もないのに体を触る
脚などを写真に撮る
性的な関係を求める

決めつける

「男(女)のくせに」、
「女(男)にはまかせられない」など
性別によって決めつける



不快と感じるかどうかは人によって違うので、親しみのつもりで行ったことでも、相手が不快と感じれば、セクハラになります。

☆ セクハラを受けたら

セクハラは人権侵害です。あなたは悪くありません。我慢しないで、相手に「やめてほしい」と伝えましょう。それが難しい場合は、身近な信頼できる人に相談しましょう

☆ セクハラを見たり、相談されたら

被害を受けた人に声をかけ、話を聞いてあげましょう。その際「あなたは悪くない」と伝えてあげてください。そして、信頼できる人にその事実を相談しましょう。

☆ 身近な人に相談しにくいときは

相談しやすい先生や相談員の方に話してみましよう
次の相談窓口も利用できます

■ 相談窓口 ■

北方学園内	市教育委員会	県教育研修センター
田中教諭(小) 47-2005	セクハラ相談窓口 (学校教育課) 22-7031	教育相談 「ふれあいコール」 0985-38-7654
河野教諭(中)	月~金 8:30~17:15	0985-31-5562
川上PTA会長	※祝休日除く	毎日8:30~21:00
中田PTA副会長		※祝日、年末年始除く